

広島県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

令和四年四月十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年四月四日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道坂瀬川駅家線 福山市駅家町大字服部本郷三三八四番五地先から 福山市駅家町大字服部本郷三三八四番五地先まで	福山市駅家町大字服部本郷三三八四番五地先から 福山市駅家町大字服部本郷三三八四番五地先まで	令和四年四月四日